

職務質問

©甲斐翔真

1 根拠条文

警職法（質問）

第2条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

2 行政警察活動と司法警察活動

捜査機関は、「犯罪があると思料するとき」（189条2項）に捜査を開始する。その思料するに至った理由を捜査の端緒という。この捜査の端緒の1例が職務質問である。

職務質問は、特定の犯罪事件の捜査活動でない行政警察活動（警職法2条）であるが、特定の犯罪事件の捜査活動である司法警察活動と同様の人権侵害がなされる危険がある。

そのため、任意捜査と同様、比例原則から歯止めをかける必要がある。（警職法2条3項）。

3 職務質問の方法・態様

職務質問は、犯罪の予防・鎮圧等の目的達成のため「必要な最小の限度」で行わなければならない（警職法1条2項）、質問の結果、不審事由が解消されたら直ちに質問を終了しなければならない。

犯罪予防、鎮圧等の目的達成のため、行われるものである以上、相手方が回答を拒んだ場合には直ちに質問を終了しなければならないわけではない。

次回、職務質問のための有形力行使の限界について解説します。